

原子力災害対策初動対応マニュアル

～情報収集事態及び警戒事態における対応～

平成29年10月30日
令和2年10月26日一部改正
令和4年1月27日一部改正
令和4年12月16日一部改正

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

原子力規制庁長官

目次	
前文	4
第1章 情報収集事態及び警戒事態	5
1. 対象となる事象	5
(1) 情報収集事態	5
(2) 警戒事態	5
2. 情報連絡室又は事故警戒本部の設置	5
(1) 情報連絡室	5
(2) 事故警戒本部	5
第2章 情報収集事態又は警戒事態発生時における体制	7
1. 情報収集事態における体制	7
2. 警戒事態における初動の体制	8
3. 警戒事態における体制	10
(1) E R C	10
(2) 官邸・内閣府本府庁舎	13
第3章 情報収集事態の場合	14
1. 通報連絡	14
2. 緊急参集要員の緊急参集	15
(1) 参集対象者	15
(2) 緊急参集方法	15
3. 現地体制	15
4. 初動対応	16
(1) 官邸・内閣府本府庁舎への緊急参集	16
(2) 情報連絡室の立ち上げ	16
(3) 被災情報の収集	16
(4) 情報提供	17
5. 問合せ等への対応	17
6. 緊急参集の縮小・解除	18
7. 警戒事態に相当することが判明した場合の対応	18
第4章 警戒事態の場合	19
1. 通報連絡	19
2. 緊急参集要員の緊急参集	20
(1) 参集対象者	20
(2) 緊急参集方法	20
(3) 宿日直勤務員からの引き継ぎ	20
3. 現地体制	21
(1) 事故現地警戒本部の設置	21

(2) 現地派遣の準備	21
4. 初動対応	22
(1) 官邸・内閣府本府庁舎への緊急参集	22
(2) 事故警戒本部の立ち上げ	23
(3) 関係地方公共団体への要請文の発出	23
(4) 被災情報の収集等	24
(5) 緊急時モニタリング体制の準備	25
(6) 事故警戒本部報の作成及び情報提供	25
(7) 緊急時モニタリング資機材・通信機器の搬送準備	27
5. 問合せ等への対応	28
6. 海外広報	28
7. 緊急参集の縮小・解除	28
8. 施設敷地緊急事態への進展が見込まれる場合の対応	29
9. 施設敷地緊急事態の通報があった場合の対応	29
第5章 平常時からの準備	30

前 文

本マニュアルは、情報収集事態及び警戒事態における原子力規制委員会（以下「委員会」という。）及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）付（以下「内閣府（原子力防災）」という。）の対応について記載したものである。本マニュアルに記載されていない対応が必要な場合には、マニュアルの趣旨に沿った最も合理的な行動をとるものとする。

第1章では情報収集事態及び警戒事態の対象となる事象について、第2章では情報収集事態又は警戒事態発生時における委員会及び内閣府（原子力防災）の対応を記載する。

第3章及び第4章においては、情報収集事態発生時における原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下「情報連絡室」という。）及び警戒事態発生時における原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）の動きをそれぞれ記載する。

なお、事態が進展して、施設敷地緊急事態に至った場合においては、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を設置することとし、その組織及び業務は、原子力災害対策マニュアル（平成24年10月19日原子力防災会議幹事会決定）によるものとする。

第1章 情報収集事態及び警戒事態

1. 対象となる事象

(1) 情報収集事態

原子力事業所（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第4号に規定する原子力事業所をいう。以下同じ。）の所在地域及びその周辺において、以下に該当する事象が発生した場合をいう。

- 原子力事業所所在市町村において、震度5弱又は5強の地震が発生した場合^{※1}
- 原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報が通報された場合

(2) 警戒事態

以下に該当する場合等の原子力災害対策指針（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2に規定する原子力災害対策指針をいう。以下同じ。）に基づく警戒事態をいう。

- ① 原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合^{※1}
- ② 原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合
- ③ 原子力施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合
- ④ 原子力施設の重要な故障等（原子力災害対策指針の警戒事態を判断するEALに該当するもの。以下同じ。）が発生した場合
- ⑤ その他委員会委員長（以下「委員長」という。）又は委員長代行（不在等の場合の代行者として委員長が指名する委員会委員をいう。以下同じ。）が事故警戒本部の設置を必要と判断した場合^{※2}

2. 情報連絡室又は事故警戒本部の設置

(1) 情報連絡室

情報収集事態が発生した場合には、第2章に示す、情報連絡室を原子力規制庁（以下「規制庁」という。）緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に設置する。

(2) 事故警戒本部

警戒事態が発生した場合には、事故警戒本部をERCに設置する。

^{※1} 所在市町村の震度が発表されない場合は、近隣の市町村の震度を用いる。また、人形峠環境技術センターについては、鳥取県三朝町における地震発生についても同等の扱いとする。

^{※2} オンサイト総括当番者は、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合等において、委員長又は委員長代行に対し、事故警戒本部の設置が必要であるかどうかの判断を仰ぐ。本マニュアルにおいて「当番者」とは、情報収集事態又は警戒事態発生時の初動の当番である参集者を指す。

表 原子力事業所所在道府県及び市町村

道府県名	震		大津波 予報区	設置者・事業所名	許可種別	重点区域 の目安	参集対象 (※4)	
	地域名	市町村名						
北海道(※1)	後志地方 西部	泊村(※3)	北海道日本海 沿岸南部	北海道電力株式会社	泊発電所	PAZ:5km UPZ:30km	実用炉	
青森県	三八 上北	六ヶ所村	青森県 太平洋沿岸	日本原燃株式会社	再処理事業所(再処理工場)	PAZ:- UPZ:5km	再処理・加工	
					再処理事業所(MOX燃料加工施設)	PAZ:- UPZ:1km		
	濃縮・埋設事業所(ウラン濃縮工場)		試験炉・使用					
再処理事業所(高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター)								
濃縮・埋設事業所(低レベル放射性廃棄物埋設センター)								
	下北	東通村	公益財団法人核物質管理センター	六ヶ所保障措置センター	使			
			東北電力株式会社	東通原子力発電所	炉	PAZ:5km UPZ:30km	実用炉	
宮城県	中部	石巻市、女川町	宮城県	東北電力株式会社	女川原子力発電所	PAZ:5km UPZ:30km	実用炉	
福島県	浜通り	双葉町、大熊町	福島県	東京電力 ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	PAZ:- UPZ:30km		実用炉
	浜通り	楢葉町、富岡町			福島第二原子力発電所	PAZ:5km UPZ:30km		
茨城県	北部	東海村	茨城県	日本原子力発電株式会社	東海発電所	PAZ:- UPZ:-	再処理・加工	
					東海第二発電所	PAZ:5km UPZ:30km		
				国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	核燃料サイクル工学研究所	PAZ:- UPZ:5km	試験炉・使用	
					核燃料サイクル工学研究所	PAZ:- UPZ:-		
					原子力科学研究所(JRR-2)	PAZ:- UPZ:5km		
	原子力科学研究所(JRR-3)	PAZ:- UPZ:500m						
		東海村、那珂市		原子力科学研究所(JRR-4)	PAZ:- UPZ:-	試験炉・使用		
		大洗町		原子力科学研究所(STACY, TCA, FGA, TRACY, NSRR)	PAZ:- UPZ:-			
		北部、 南部	大洗町、銚田市	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	大洗研究所(常陽, HTTR, JMTR)	試	PAZ:- UPZ:5km	試験炉・使用
					大洗研究所(DCA, その他)	試、管、使	PAZ:- UPZ:-	
	神奈川県	東部	川崎市	東京湾内湾	東芝エネルギーシステムズ株式会社	原子力技術研究所(臨界実験装置(NCA))	試、使	再処理・加工
横須賀市			相模湾・三浦半島	株式会社グローバル・ニュークリア・フューエル・ジャパン		加	PAZ:- UPZ:500m	
新潟県	中越	柏崎市、刈羽村	新潟県 上中下越	東京電力 ホールディングス株式会社	柏崎刈羽原子力発電所		実用炉	
静岡県	西部	御前崎市	静岡県	中部電力株式会社	浜岡原子力発電所	PAZ:5km UPZ:30km		
石川県	能登	志賀町	石川県能登	北陸電力株式会社	志賀原子力発電所		試験炉・使用	
福井県	嶺南	敦賀市	福井県	日本原子力発電株式会社	敦賀発電所			試験炉・使用
					高速増殖炉もんじゅ			
				関西電力株式会社	新型転換炉ふげん		実用炉	
					美浜発電所			
大阪府	北部	東大阪市	なし	近畿大学	原子力研究所(研究炉(UTR-KINKI))	試	PAZ:- UPZ:-	試験炉・使用
					原子燃料工業株式会社	熊取事業所	加	
	南部	熊取町		京都大学	原子炉実験所(研究炉(KUR))	試	PAZ:- UPZ:500m	試験炉・使用
			原子炉実験所 臨界実験装置(KUCA))	試、使	PAZ:- UPZ:-			
島根県	東部	松江市	島根県出雲・石見	中国電力株式会社	島根原子力発電所	炉	PAZ:5km UPZ:30km	実用炉
岡山県	北部	鏡野町	なし	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	加、使	PAZ:- UPZ:-	再処理・加工
鳥取県	中部	三朝町 ^{※5}						
愛媛県	南予	伊方町	愛媛県瀬戸内 海沿岸	四国電力株式会社	伊方発電所		実用炉	
佐賀県	北部	玄海町	佐賀県北部		玄海原子力発電所	炉		PAZ:5km UPZ:30km
鹿児島県(※2)	薩摩	薩摩川内市	鹿児島県 西部	九州電力株式会社	川内原子力発電所			

※1 後志総合支局に限る。

※2 薩摩川内市(飯島列島含む)より南に位置する島嶼を除く。

※3 泊村の震度が発表されない場合、近隣の岩内町の震度を用いる。

※5 鳥取県三朝町も岡山県鏡野町と同等の扱いとする。

許可種別の凡例 炉:発電用原子炉設置 試:試験研究炉設置 貯:使用済燃料貯蔵 加:核燃料物質加工事業 埋:廃棄物埋設事業 管:廃棄物管理事業
再:再処理事業 使:核燃料物質使用

※4 当該施設を担当する各プラント担当等が参集対象となる。

ただし、自然災害による警戒事態の対象施設が複数ある場合は、重点区域が広域な対象施設を担当する班員がERICに参集し、他の参集要員は、執務室で待機するものとする。

第2章 情報収集事態又は警戒事態発生時における体制

1. 情報収集事態における体制

情報収集事態における情報連絡室の体制は、以下のとおりとする。

役割		具体的業務	職務指定標準
官邸	官邸参集役(緊急参集チーム構成員)※ ³	緊急参集チーム協議等への参加※ ⁴	委員会：規制庁長官、次長又は代理の職員
	官邸参集役代理※ ³	緊急参集チーム協議等への代理参加、総理秘書官等への連絡	委員会：緊急事態対策統括調整官※ ⁵
	官邸リエゾン役	官邸とERC間の連絡調整、緊急時の随行	委員会：原子力防災専門官 内閣府(原子力防災)：参事官補佐又は主査級
	官邸リエゾン補助役	官邸リエゾン役からの情報収集	内閣府(原子力防災)：参事官補佐又は主査(付)級
ERC	オンサイト総括	ERCにおける全体指揮	委員会：緊急事態対策監又は代理の職員※ ⁶
	要路連絡役	大臣秘書官等への連絡等	内閣府(原子力防災)：原子力防災訓練推進官又は参事官補佐級
	プラント担当役	原子力関連施設等の状況把握	委員会：総務課事故対処室員
	宿日直勤務員	事業者との連絡、緊急参集要員※ ⁷ への一斉メールの配信、官邸・内閣府(原子力防災)への連絡、クオロジー作成、初動における広報対応	委員会及び内閣府(原子力防災)：事態発生時の宿日直勤務員(平日9:30~18:15においては、規制庁長官官房緊急事案対策室員。以下同じ。)
その他	広報担当役	緊急情報メールの配信、ホームページ等の更新、初動における広報対応	委員会：総務課広報室長の指定する者
	総括担当役	幹部の会議出席等のための調整、官邸登録(緊急時を除く。)	委員会：総務課長の指定する者

※³ 緊急参集チーム協議が開催される場合のみ官邸に参集する。

※⁴ 内閣府(原子力防災)については、政策統括官、大臣官房審議官又は政策統括官の指名した参事官は、危機管理宿舍等で待機し、事態の進展に備える。

※⁵ 緊急事態対策統括調整官(オンサイト報道担当)、緊急事態対策統括調整官(オフサイト報道担当)、緊急事態対策統括調整官(放射線防護担当)

※⁶ 関係指定職、緊急事態対策統括調整官(実用発電炉担当)、緊急事態対策統括調整官(核燃料施設等担当)

※⁷ 本マニュアルにおいて「緊急参集要員」とは、施設敷地緊急事態進展時に参集対象となる全ての委員会委員及び規制庁職員並びに内閣府(原子力防災)の職員を指すものとする。

2. 警戒事態における初動の体制

警戒事態における初動体制については、事故警戒本部の体制が整うまでの間、以下のとおりとする。

役割		具体的業務	職務指定標準
官邸・内閣府本府庁舎	官邸参集役（緊急参集チーム構成員） ^{※8}	緊急参集チーム協議等への参加	委員会：規制庁長官、次長又は代理の職員 内閣府（原子力防災）：政策統括官、大臣官房審議官又は統括官の指定した参事官
	官邸参集役代理 ^{※8}	緊急参集チーム協議等への代理参加、総理秘書官等への連絡	委員会：緊急事態対策統括調整官 ^{※9}
	官邸リエゾン役	官邸とERC間の連絡調整、緊急時の随行	委員会：原子力防災専門官 内閣府（原子力防災）：参事官補佐又は主査級
	官邸リエゾン補助役	官邸リエゾン役からの情報収集、幹部への連絡、緊急時の随行	内閣府（原子力防災）：参事官補佐又は主査（付）級
ERC	全体指揮	事故警戒本部の全体指揮	委員会：委員長、委員長代理、委員、規制庁次長又は代理の職員 ^{※10} 内閣府（原子力防災）：大臣官房審議官
	オンサイト総括	オンサイト情報の収集	委員会：緊急事態対策監又は代理の職員 ^{※11}
	要路連絡役	大臣秘書官等への連絡等	内閣府（原子力防災）：原子力防災訓練推進官又は参事官補佐級
	宿日直勤務員	事業者との連絡、原子力関連施設等の状況把握、緊急参集要員への一斉メール連絡、関係省庁等との連絡、クロノロジー（電子ホワイトボード）	委員会及び内閣府（原子力防災）：事態発生時の宿日直勤務員

^{※8} 緊急参集チーム協議が開催される場合のみ官邸に参集する。緊急参集チーム協議が開催されない場合、委員会については、ERCに参集し、事態の進展に備えるとともに、官邸参集役代理は、総理秘書官等への連絡を行い、内閣府（原子力防災）については、内閣府本府庁舎に参集する。なお、官邸参集役当番者が政策統括官ではない場合には、政策統括官が内閣府に到着次第、官邸参集役当番者は所定の場所に移動する。

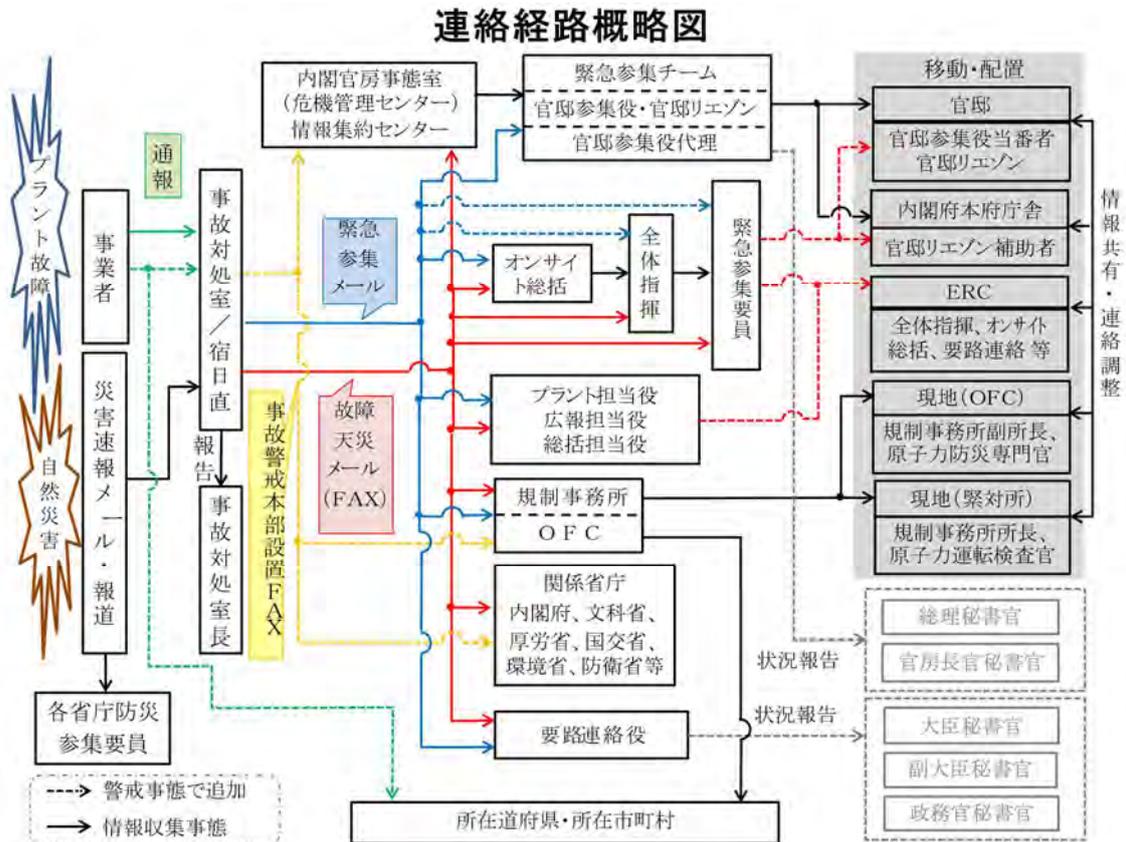
^{※9} 緊急事態対策統括調整官（オンサイト報道担当）、緊急事態対策統括調整官（オフサイト報道担当）、緊急事態対策統括調整官（放射線防護担当）

^{※10} 関係指定職、緊急事態対策統括調整官

^{※11} 関係指定職、緊急事態対策統括調整官（実用発電炉担当）及び緊急事態対策統括調整官（核燃料施設等担当）

	作成、故障天災メールの配信、緊急情報メールの配信	
--	--------------------------	--

初動体制での情報の流れの概要を以下に示す。



3. 警戒事態における体制

事故警戒本部の体制は、以下のとおりとする。

(1) E R C

役 割	具体的業務	職務指定標準
本部長	事故警戒本部の事務を総括、本部要員の指揮監督	委員会：委員長 内閣府（原子力防災）：政策統括官 ^{※12}
全体指揮	本部長の命を受け指揮	委員会：規制庁次長又は代理の職員 内閣府（原子力防災）：大臣官房審議官
オンサイト 総括	オンサイト情報の収集	委員会：緊急事態対策監又は代理の職員 ^{※13}
オフサイト 総括	E R C内のオフサイトに係る事務の総括及びオフサイト情報の収集	委員会：核物質・放射線総括審議官、E R Cチーム（原子力災害対策マニュアルに定める原子力災害対策本部事務局のE R Cチームをいう。以下同じ。） オフサイト総括要員 内閣府（原子力防災）：E R Cチームオフサイト総括要員
総括担当	○総理大臣、官房長官、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府大臣政務官（原子力防災担当）等への連絡 ○事故警戒本部内における情報共有 ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部報（以下「事故警戒本部報」という。）の作成（発災後1時間以内を目途に第一報作成） ○関係省庁等への情報共有 ○幹部及び職員の状況確認、連絡 ○現地派遣要員の取りまとめ ○緊急事態応急対策委員への連絡（原子力施設の重要な故障等の場合）	委員会：E R Cチーム総括班員 委員会・内閣府（原子力防災）：現地チーム（原子力災害対策マニュアルに定める原子力災害現地対策本部をいう。以下同じ。）総括班長及び班長代理

※12 政策統括官は、事故警戒本部長であるが、官邸・内閣府本府庁舎において指揮をする。

※13 関係指定職、緊急事態対策統括調整官（実用発電炉担当）及び緊急事態対策統括調整官（核燃料施設等担当）

	○職員の安全管理	
運営支援担当	○ERCの環境整備（現地派遣要員等の待機場所・仮眠室の確保、食料・日用品の調達、衛生管理、通信回線の確保、入退管理等）	委員会：ERCチーム運営支援班員
広報官、広報担当	○緊急情報メールの配信（2報目以降） ○問合せ対応 ○（必要に応じて）記者会見準備 ○記者会見等の広報活動を官邸で行うことに備えた準備（レク資料の作成、貼り出しについての報道各社等への連絡等） ○適宜、事故警戒本部報の委員会のホームページへの掲載等	委員会：広報官（規制庁長官が指定する規制庁職員）及びERCチーム広報班員、官邸チーム（原子力災害対策マニュアルに定める原子力災害対策本部事務局の官邸チームをいう。以下同じ。）広報班員 ^{※14}
国際担当	○国外への情報発信の準備（広報担当及び外務省と連携し、英語資料の作成、公表及び情報発信ルートの整備）	委員会：ERCチーム国際班員
プラント担当	○事業者等に連絡し、情報収集、事実関係の確認 ○故障天災メールの発出（2報目以降） ○緊急事態応急対策委員への連絡	委員会：ERCチームプラント班員 ^{※15} 、官邸チームプラント班員 ^{※14}
住民安全担当	○関係自治体、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「事故現地警戒本部」という。）との連絡調整、現地のオフサイト情報（周辺地域における避難経路等の被災状況を含む。）の収集 ○関係自治体に対する住民防護措置の実施準備要請の連絡 ○施設敷地緊急事態要避難者 ^{※16} の避難準備状況の確認（対象人数・施設数、避難ルート・避難先、移動手手段の確保状況等）	委員会：ERCチーム住民安全班員 内閣府（原子力防災）：ERCチーム住民安全班員

※14 官邸チーム各機能班の班長は、班員に対し、状況に応じてERC以外の場所で待機するよう指示することができる。また、施設敷地緊急事態の進展が見込まれる場合、官邸共用会議室又は内閣府本府庁舎に参集し、施設敷地緊急事態への進展に備えた所要の準備を行う。

※15 当日当番に指定された要員がERCに参集し、非番の要員は交代に備え参集待機する。

※16 原子力災害対策指針では、以下のように定義している。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

放射線担当	<p>○モニタリングポストの監視強化</p> <p>○PAZ及びUPZ内の道府県、関係省庁、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構への緊急時モニタリングの実施の準備要請</p>	委員会：ERCチーム放射線班員、官邸チーム放射線班員※14
医療担当	<p>○平常時から収集整理した医療に関する基礎情報及び必要に応じて情報収集システム等を用いて現地のオフサイト情報（周辺地域における原子力災害拠点病院等の被災状況を含む。）の収集</p> <p>○現地における被ばく患者・傷病者が発生した場合の支援</p> <p>○緊急事態応急対策委員への連絡</p> <p>○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び原子力災害医療・総合支援センター等への医療に関する情報提供及び準備要請</p>	委員会：ERCチーム医療班員、官邸チーム医療班員※14
実動対処担当	○緊急輸送関係省庁（警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省。以下同じ。）との要員等の輸送の支援の準備に係る調整	委員会：ERCチーム実動対処班員 内閣府（原子力防災）：ERCチーム実動対処班員
規制庁緊急事案対策室員	○委員参集場所の立ち上げ	委員会：緊急事案対策室員（他の役割についている職員を除く。）

(2) 官邸・内閣府本府庁舎

役 割	具体的業務	職務指定標準
緊急参集チーム構成員	○緊急参集チーム協議等への参加	委員会：規制庁長官又は代理の職員 内閣府（原子力防災）：政策統括官
同上随行員	○同上構成員の補佐	委員会：補佐級 内閣府（原子力防災）：参事官補佐級
官邸リエゾン	○官邸と事故警戒本部間の連絡調整 ○内閣官房（事態対処・危機管理担当）への情報提供	委員会：補佐又は係長級 内閣府（原子力防災）：参事官補佐・主査級
官邸・内閣府本府庁舎立ち上げ等	○官邸共用会議室及び内閣府本府庁舎の立ち上げ ^{※17} （テレビ会議システム ^{※18} 、電話、パソコンの設置等） ○施設敷地緊急事態への進展に備えた所要の準備	委員会：官邸チーム総括班、官邸チーム住民安全班及び官邸チーム実動対処班 内閣府（原子力防災）：官邸チーム各班員

※17 事態収束後に撤収の判断が示された場合は、各室に参集している全機能班要員が協力して器材等の撤収作業を行う。

※18 官邸共用会議室のテレビ会議システムについては、初動における他器材等の立上げ作業終了後から施設敷地緊急事態への進展が見込まれる状況に至るまでの間に同室に参集している各機能班要員が協力して立ち上げ作業を行う。

第3章 情報収集事態の場合

1. 通報連絡

- ① 宿日直勤務員に対して、以下の経路で連絡が入る。
なお、a. については、緊急参集要員にも連絡が入る。
 - a. 地震発生の場合は災害速報メール
 - b. 原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等の場合は事業者からの通報
- ② 宿日直勤務員は、規制庁総務課事故対処室長に通報連絡内容を伝える。
- ③ 宿日直勤務員は、クロノロジーの作成を開始する。
- ④ 宿日直勤務員は、緊急参集要員に対して、情報収集事態が発生した旨の連絡と緊急参集指示（待機指示を含む。以下同じ。）を、防災携帯電話を活用し、緊急参集メール^{※19}で通知する。
なお、原子力事業所所在道府県において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合であって、原子力事業所所在市町村の震度が4以下であるときには、宿日直勤務員は、情報収集事態に該当しない旨を一斉メールにより緊急参集要員に通知する。
- ⑤ 情報収集事態が発生した旨の連絡を受けた官邸参集役代理当番者は、総理秘書官、官房長官秘書官に対して、要路連絡役当番者は、内閣府特命担当大臣（原子力防災）秘書官、内閣府副大臣（原子力防災担当）秘書官、内閣府大臣政務官（原子力防災担当）秘書官^{※20}に対して、情報連絡室の設置等を原則として電話により連絡する。
- ⑥ 宿日直勤務員は、官邸危機管理センター、関係省庁等^{※21}、情報収集事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンター（以下本章において「オフサイトセンター」という。）、情報収集事態が発生した原子力事業所を担当する現地の原子力規制事務所（以下本章において「現地原子力規制事務所」という。）及び関係指定公共機関^{※22}に対して、情報収集事態の発生、情報連絡室の設置等について、原則としてFAXにより連絡する。
なお、核物質防護情報については、保全に留意する。
- ⑦ 宿日直勤務員は、原子力事業所所在市町村の震度情報や原子力施設に関する情報を入手し、ERC内の参集者に報告する。

^{※19} 地震の発生による情報収集事態の場合、緊急参集メールは自動送信される。

^{※20} 内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）に代わり、環境副大臣又は環境大臣政務官等が対応を行うこととなる場合には、これらの秘書官に対しても連絡する。

^{※21} 関係省庁等とは、内閣官房（内閣情報調査室内閣情報集約センター及び事態対処・危機管理担当）、人事院、内閣府（防災担当）、内閣府食品安全委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省をいう。また、特に必要とされる場合には連絡先を追加する。

^{※22} 関係指定公共機関とは、委員会が所管する指定公共機関である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構をいう。

2. 緊急参集要員の緊急参集

(1) 参集対象者

- ① 第2章1. に示す役割の当番者は、情報収集事態が発生した場合は、所定の場所に参集する。ただし、参集が必要と自ら判断できる場合には、緊急参集メールの受信を待たずに、参集を開始することとする。また、事態の状況に応じてオンサイト総括当番者は、規制庁総務課事故対処室長及び同室員当番者を参集させることができる。
- ② 第2章3. の警戒事態における参集要員は、緊急参集メールを受信した場合は、その後の事態の進展に備えて、参集できるよう待機態勢をとるものとする。この際、警戒事態に進展した際の参集対象者が、参集することは妨げない。

(2) 緊急参集方法

参集者（警戒事態に進展した際の参集対象者で参集を開始する者を含む。）は、携帯電話で連絡を取り合えるように原則としてタクシーで移動する。ただし、情報収集事態が発生したときに東京23区内にいない場合、タクシーの乗車に時間を要する場合等には、最も短時間で参集できると判断される合理的手段により移動するものとする。

3. 現地体制

- ① 現地原子力規制事務所の副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官（以下本章及び次章において「副所長等」という。）は、速やかにテレビ会議の立ち上げ、資機材等を使用可能な状態にするなど所要の準備を実施し、原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室（以下「現地情報連絡室」という。）を立ち上げその旨を情報連絡室に原則として電話で報告する。
- ② 副所長等は、情報連絡室及び現地情報連絡室の設置について、関係地方公共団体（PAZ^{※23}内の地方公共団体（PAZを管轄に含む地方公共団体。以下同じ。）、UPZ^{※24}内の地方公共団体（UPZを管轄に含む地方公共団体。以下同じ。）及び原子力災害対策指針に基づく原子力災害対策重点区域を設定することを要しない当該原子力事業所が所在する地方公共団体（地域の実情に応じ、隣接市町村及び同市町村を包括する道府県を含む。）。以下同じ。）及び原子力事業者に対し、原則としてFAX（状況により原子力防災システム（以下「N I S S」という。）を併用）により連絡する。
- ③ 現地原子力規制事務所の所長又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官は現地原子力規制事務所の担当する原子力施設の緊急時対策所に移動する。ただし、対象原子力施設の緊急時対策所が開設されない場合は、当該施設内の原子力運転検査官室等又は現地原子力規制事務所において情報収集を行うものとする。
- ④ 副所長等は、ERCから連絡を受けた緊急情報メール等の広報資料について、関係地方公共団体に対してFAX又はN I S S等の適切な手段により送付する。ただし、

※23 原子力災害対策指針に基づき予防的防護措置を準備する区域

※24 原子力災害対策指針に基づき緊急防護措置を準備する区域

被災状況により、現地情報連絡室の活動が困難な場合には、副所長等が宿日直勤務員に連絡し、宿日直勤務員が関係地方公共団体にFAX又はN I S Sにより送付する。

なお、核物質防護情報については、保全に留意する。

- ⑤ その他細部については、現地原子力規制事務所が原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル（平成29年10月30日内閣府政策統括官（原子力防災担当）、原子力規制庁長官決定）に準拠して定めた現地対応マニュアル（以下「現地対応マニュアル」という。）に基づき、対応する。

4. 初動対応

(1) 官邸・内閣府本府庁舎への緊急参集

- ① 規制庁の官邸参集役当番者及び官邸参集役代理当番者は、緊急参集チーム協議が開催される場合、官邸危機管理センターに参集する。
- ② 官邸参集役代理当番者は、官邸参集役当番者が官邸危機管理センター幹部会議室に参集している場合は、総理秘書官等への連絡に適した場において要路連絡を行う。官邸参集役当番者が官邸危機管理センター幹部会議室に参集していない場合は、代わりの要路連絡役として、当番者でない官邸参集役代理を指定し、指定を受けた者が総理秘書官等への要路連絡を行う。
- ③ 官邸リエゾン役当番者は、官邸危機管理センターに参集し原子力施設に関する技術・専門面の解説等、官邸危機管理センターの情報収集態勢を支援する。また、緊急参集チーム協議が開催される場合は、官邸参集役当番者の支援を行う。
- ④ 官邸リエゾン補助役当番者は、内閣府本府庁舎に参集し、官邸リエゾン役当番者から情報収集を行う。
- ⑤ 宿日直勤務員は、官邸危機管理センターのリエゾン席に連絡し、官邸リエゾン役当番者に情報を提供する。
- ⑥ 官邸リエゾン役当番者及び官邸リエゾン補助役当番者は、統合原子力防災ネットワーク端末等により、情報を収集する。

(2) 情報連絡室の立ち上げ

- ① 情報連絡室を、ERCに設置する。
- ② オンサイト総括当番者は、情報連絡室を指揮する。

(3) 被災情報の収集

- ① 宿日直勤務員は、オンサイト総括当番者及びプラント担当役当番者と密に報告・連絡を取りながら、次の情報を速やかに収集する。

なお、地震の場合には揺れの大きい原子力施設に係る情報収集を優先的に行う。また宿日直勤務員は得られた情報を速やかにERC内の参集者に共有する。

- ・原子力施設の稼働状況、地震による揺れの程度
- ・モニタリングポスト及び主排気筒モニタの指示値の動向

- ・顕在化している被害や異常
 - ・施設等の安全点検の状況
- ② 副所長等は、オフサイトセンターの被災状況を確認し、宿日直勤務員に対してFAX（状況により電話又はN I S Sを併用）により報告する。また、宿日直勤務員は、オフサイトセンターの被災状況を把握する。
 - ③ 宿日直勤務員又はERC参集者は必要に応じERCにあるテレビ会議システムやERSS等を立ち上げる。

(4) 情報提供

- ① 宿日直勤務員は、オンサイト総括当番者の指示の下、情報収集事態の発生から30分以内を目途に、その時点までに到達した事業者からのFAXやERSS情報等に基づき、地震の場合には揺れの大きい原子力施設の情報を優先して、秘書官（総理、官房長官、官房副長官、官房副長官補、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府大臣政務官（原子力防災担当）、環境副大臣及び環境大臣政務官）、委員会委員、規制庁職員、内閣府（原子力防災）職員に故障天災メールを配信する。また、広報担当役当番者が対応可能となるまでの間、オンサイト総括当番者に確認を得た上で同内容を一般国民及び報道関係者向けの緊急情報メールとして配信する。これらのフォーマットは、基本的に同一のものを使用することとする。

なお、配信システムや配信文面は規制庁総務課広報室及び同庁総務課事故対処室があらかじめ整備することとする。

- ② 宿日直勤務員は、オンサイト総括当番者の指示の下、①の緊急情報メール等の配信以降も、状況が安定すると判断されるまでの間、基本的には30分間隔で故障天災メールを配信する。また、広報担当役当番者は、基本的には同内容をオンサイト総括当番者の確認を得た上で緊急情報メールとして配信する。

なお、大きな変化があった段階では、時間間隔にかかわらず配信する。また、核物質防護情報については、保全に留意する。

- ③ 宿日直勤務員は、故障天災メールの内容について、官邸危機管理センター、関係省庁等、オフサイトセンター、現地原子力規制事務所及び関係指定公共機関に対して、FAXにより連絡する。
- ④ 宿日直勤務員及び広報担当役当番者は、報道関係者からの問合せ対応を行う。また、要路連絡役当番者は、要路連絡に支障のない範囲でこれを支援する。
- ⑤ オンサイト総括当番者が、状況が安定したと判断した場合には、その旨を最終報として故障天災メール及び緊急情報メールの配信を停止する。

5. 問合せ等への対応

- ① 各担当は、FAX（外線及び官邸リエゾン用）の受信状況を定期的に（少なくとも10分に1回程度）確認する。
- ② 広報担当役当番者は、報道関係者からの問合せ対応を行う。必要に応じて問合せ内

容を記録する。

- ③ 宿日直勤務員は、内閣官房等政府部内からの取りまとめ報等の資料要求に対し、資料を作成し、官邸危機管理センターに参集する官邸リエゾン役当番者に対してFAXにより連絡する。

6. 緊急参集の縮小・解除

- ① オンサイト総括当番者は、緊急参集チーム協議の状況及び情報連絡室設置後に得られた情報をもとに、必要に応じて情報収集事態の解消、情報連絡室の廃止及び緊急参集体制の縮小・解除について判断し、委員長、規制庁長官及び政策統括官に報告する。
- ② 宿日直勤務員は、情報収集事態の解消、情報連絡室の廃止及び緊急参集体制の縮小・解除について、緊急参集要員に一斉メールで連絡を行う。また、宿日直勤務員は、官邸危機管理センター、関係省庁等、オフサイトセンター、現地原子力規制事務所及び関係指定公共機関にFAXでそれぞれ連絡する。
- ③ 副所長等は、情報連絡室から情報連絡室の廃止及び緊急参集体制の解除の連絡を受けた場合、現地情報連絡室を廃止し、その旨を関係地方公共団体及び原子力事業者に対し、原則としてFAX（状況によりN I S Sを併用）により連絡する。

また、現地原子力規制事務所の所長は、得られた情報をもとに必要に応じて、オンサイト総括当番者の承認後、連絡体制を維持しつつ体制を解除又は縮小することができる。

- ④ 宿日直勤務員は、当該原子力事業者及び官邸リエゾン当番者に、情報連絡室を廃止した旨を原則として電話により連絡する。

7. 警戒事態に相当することが判明した場合の対応

情報収集の結果、警戒事態に相当することが判明した場合においては、次章に基づき、対応を行う。

第4章 警戒事態の場合

1. 通報連絡

- ① 宿日直勤務員に対して、以下の経路で連絡が入る。
なお、a. については、緊急参集要員にも連絡が入る。
 - a. 自然災害の場合は災害速報メール
 - b. 重要な故障等の場合は事業者からの通報
- ② 宿日直勤務員は、規制庁総務課事故対処室長に通報連絡内容を伝える。
- ③ 規制庁総務課事故対処室長は、上記 b. の通報があった際は、委員長、規制庁長官及び政策統括官に、警戒事態が発生し、事故警戒本部を設置した旨を、原則として、電話により連絡する。(情報収集事態から警戒事態に進展した場合オンサイト総括当番者が連絡する。)
- ④ 宿日直勤務員はクロノロジーの作成を開始する。
- ⑤ 宿日直勤務員は、緊急参集要員に対して、警戒事態が発生した旨の連絡と緊急参集指示を一斉メール^{※25}で通知する。
- ⑥ 原子力施設の重要な故障等の場合は、宿日直勤務員は、該当の事業者に対して、事故警戒本部を設置した旨を原則として、電話により連絡する。
- ⑦ 原子力施設の重要な故障等の場合は、ERCプラント担当は、緊急事態応急対策委員へ当該事象の状況を連絡する。
- ⑧ 警戒事態が発生した旨の連絡を受けた官邸参集役代理当番者は、総理秘書官、官房長官秘書官に対して、要路連絡役当番者は、内閣府特命担当大臣（原子力防災）秘書官、内閣府副大臣（原子力防災担当）秘書官及び内閣府大臣政務官（原子力防災担当）秘書官^{※26}に対して、事故警戒本部の設置等を原則として電話により連絡する。
- ⑨ 宿日直勤務員は、官邸危機管理センター、関係省庁等^{※27}、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンター（以下本章において「オフサイトセンター」という。）、警戒事態が発生した原子力事業所を担当する現地の原子力規制事務所（以下本章において「現地原子力規制事務所」という。）及び関係指定公共機関に対して、警戒事態の発生、事故警戒本部の設置等について、原則としてFAXにより連絡する。
- ⑩ 宿日直勤務員は、原子力事業所所在市町村の震度情報や原子力施設に関する情報を入手し、ERC内の参集者に共有する。

^{※25} 地震及び津波による警戒事態の場合、一斉メールは自動送信される。

^{※26} 内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）に代わり、環境副大臣又は環境大臣政務官等が対応を行うこととなる場合には、これらの秘書官に対しても連絡する。

^{※27} 関係省庁等とは、内閣官房（内閣情報調査室内閣情報集約センター及び事態対処・危機管理担当）、人事院、内閣府（防災担当）、内閣府食品安全委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省をいう。

2. 緊急参集要員の緊急参集

(1) 参集対象者

- ① 以下の参集対象者（交代要員として参集する者を含む。）は、警戒事態が発生した場合は、以下のとおり所定の場所に参集する。ただし、参集が必要と自ら判断できる場合には、一斉メールの受信を待たずに、参集を開始することとする。
 - a. : E R Cに参集
第2章3.（1）に規定する職員
 - b. : 官邸・内閣府本府庁舎に参集
第2章3.（2）に規定する職員
- ② ①に掲げる者以外の緊急参集要員も、警戒事態が発生した場合は、その後の事態の進展に備えて、参集できるよう待機態勢をとるものとする。この際、施設敷地緊急事態に進展した際の参集対象者が、参集することは妨げない。
- ③ E R C及び官邸チームプラント担当は、自然災害による警戒事態の対象施設が複数ある場合は、原子力災害対策重点区域がより広域な対象施設を担当する班員がE R C及び官邸に参集し、他の緊急参集要員は、規制庁執務室で待機するものとする。また、故障が発生した場合は、当該施設を担当する緊急参集要員が配置に就くものとする。
- ④ E R C総括担当は、幹部及び職員の参集状況を確認し、全体指揮に報告するとともにE R C内に共有する。また、幹部の所在場所に応じた連絡先電話番号等を確認し、E R C内に共有する。
- ⑤ 全体指揮、オンサイト総括及びオフサイト総括は、参集者が少なく業務が滞っている機能担当等への人的配分等を指示するとともに、過剰な人員について待機等の指示をする。

(2) 緊急参集方法

参集者は、携帯電話で連絡を取り合えるように原則としてタクシーで移動する。ただし、警戒事態が発生したときに東京23区内にいない場合、タクシーの乗車に時間を要する場合等には、最も短時間で参集できると判断される合理的手段により移動するものとする。

(3) 宿日直勤務員からの引き継ぎ

- ① E R Cの各機能担当は、E R Cに到着後、速やかに宿日直勤務員から初動対応の状況等を確認するとともに、業務を引き継ぐものとする。この際、宿日直勤務員が事象対応に集中している場合は、その業務を妨げないよう配慮する。

また、原子力施設の状況に関する官邸危機管理センター及び官邸リエゾンへの情報提供についても、迅速かつ確実に実施されるように引き継ぐものとする。
- ② E R C総括担当は、宿日直勤務員が電子ホワイトボードに記入したクロノロ及び参集状況等のうち、必要事項をN I S Sに入力する。
- ③ E R C広報担当は、電話対応の履歴及び緊急情報メールの発信状況について引き継

ぐ。

- ④ E R C 住民安全担当は、要請文（後述）の送信状況を確認する。
- ⑤ E R C プラント担当は、原子力施設の状況及び情報提供の状況について引き継ぐ。

3. 現地体制

(1) 事故現地警戒本部の設置

- ① 副所長等は、速やかにテレビ会議の立ち上げ、資機材等を使用可能な状態にする等所要の準備を実施し、事故現地警戒本部を立ち上げ、その旨を事故警戒本部に原則として電話で報告する。
- ② 現地原子力規制事務所の所長又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官は当該原子力規制事務所の担当する原子力施設の緊急時対策所に移動する。
- ③ 副所長等は、事故警戒本部及び事故現地警戒本部の設置について、関係地方公共団体及び原子力事業者に対し原則として F A X（状況により N I S S を併用）により連絡する。

また、緊急情報メール等の E R C の作成した広報資料、事故警戒本部取りまとめ報等について、関係地方公共団体に対して F A X、N I S S 等の適切な手段により送付する。ただし、被災状況により、事故現地警戒本部の活動が困難な場合には、副所長等が宿日直勤務員に連絡し、宿日直勤務員が関係地方公共団体に F A X、N I S S 等の適切な手段により送付する。

- ④ その他細部については、現地対応マニュアルに基づき対応する。

(2) 現地派遣の準備

- ① 現地派遣要員は、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター（以下「E M C」という。）、原子力施設事態即応センター等への派遣に備え待機する。
- ② 要路連絡役当番者又は E R C 総括担当は、内閣府副大臣（又は大臣政務官）（原子力防災担当）^{※28}のオフサイトセンターへの派遣に備えた待機を秘書官に対して連絡する。
- ③ 現地チームの事務局長、総括班長及び総括班長代理は、E R C に参集して事態の進展状況を確認する。現地チーム事務局長が現地派遣を行うと判断した場合、現地チーム総括班長又は総括班長代理は、E R C 総括担当に現地派遣を行うことを連絡するとともに、現地チーム各班長及び E M C の長に対し、現地派遣する班員等に E R C への参集連絡をするように指示する。また、E R C 総括担当は、道府県リエゾン、原子力施設事態即応センター要員及び原子力事業所災害対策支援拠点要員に E R C への参集を連絡する。
- ④ 現地派遣要員は、現地チーム各班長、E M C の長及び E R C 総括担当からの参集指

^{※28} 内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）に代わり、環境副大臣又は環境大臣政務官等が対応を行うこととなる場合には、これらの秘書官に対しても連絡する。

示又は連絡を受け、E R Cに参集する。

- ⑤ 現地チーム総括班長又は総括班長代理は、現地チーム各班長及びEMCの長から現地派遣要員の情報を収集して現地派遣要員リストを取りまとめ、E R C総括担当に提出する。
- ⑥ 原子力施設の重要な故障等の場合は、E R Cの各機能担当は、担当の緊急事態応急対策委員の所在する位置を確認し、全体指揮当番者等の指示に従い、参集が可能な状態で待機、又は必要に応じて参集するよう要請する。
- ⑦ E R C運営支援担当及びE R C実動対処担当は、発災時における公共交通機関と緊急輸送関係省庁の輸送能力を踏まえ、最適な輸送経路及び輸送手段を総合的に検討し、E R C運営支援担当は、必要に応じて、E R C実動対処担当に対して輸送の支援を要請する。
- ⑧ 自然災害等に対する政府調査団の派遣等、別の組織による現地派遣が決まっている場合には、E R C総括担当は、派遣場所や時間を確認の上で、政府調査団等への参加を検討する。また、政府調査団等との調整方法については、あらかじめ規制庁総務課が確認しておくこととする。
- ⑨ E R C実動対処担当は、必要に応じて緊急輸送関係省庁に対して、航空機等によるオフサイトセンター及び原子力施設事態即応センター等への要員等の輸送の準備（航空機の使用の可否の検討、想定される集合場所・時間の確認等）を依頼する。

4. 初動対応

(1) 官邸・内閣府本府庁舎への緊急参集

- ① 官邸リエゾン役当番者等は、官邸危機管理センターに参集し、原子力施設に関する技術・専門面の解説等、官邸危機管理センターの情報収集態勢を支援する。
- ② 緊急参集チーム協議が開催される場合、原則として緊急参集メンバー（規制庁長官及び政策統括官（自然災害を除く。）、又は官邸参集役当番者）及び随行員は、官邸危機管理センター幹部会議室に参集する。官邸参集役代理当番者は、規制庁長官又は官邸参集役当番者が官邸危機管理センター幹部会議室に参集している場合は、総理秘書官等への連絡に適した場において要路連絡を行う。規制庁長官又は官邸参集役当番者が官邸危機管理センター幹部会議室に参集していない場合は、代わりの要路連絡役として、当番者でない官邸参集役代理を指定し、指定を受けた者が総理秘書官等への要路連絡を行う。

なお、規制庁長官及び政策統括官が官邸危機管理センター幹部会議室に参集できない場合には、他の官邸参集役当番者が官邸危機管理センターに参集する。

- ③ 緊急参集チーム協議が開催される場合、規制庁長官及び政策統括官（又は官邸参集役当番者）又は随行員は、危機管理センター内の自席の電話番号をE R Cの宿日直勤務員又はE R C総括担当に電話にて連絡する。また、随行員は、随行員席を確保するとともに、統合原子力防災ネットワーク端末を起動し、E R S S及び緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムを表示する。

- ④ 官邸参集役代理当番者は、平日の9時30分から18時15分までを除く時間帯は、緊急参集チーム構成員随員である規制庁総務課担当職員の到着まで官邸危機管理センター幹部会議室において規制庁長官及び政策統括官（又は官邸参集役当番者）を補佐するものとする。
- ⑤ 官邸・内閣府本付庁舎立ち上げ要員は、官邸共用会議室及び内閣府本府庁舎のテレビ会議システム、電話、パソコン等を設置し、事態進展に備える。機器の設置が終了次第、その旨をERC総括担当に連絡する。
- ⑥ 宿日直勤務員は、官邸危機管理センターのリエゾン席に連絡し、原子力事業所の状況について連絡するものとする。連絡を受けた官邸リエゾン役当番者及び官邸リエゾン補助役当番者は、官邸内の官邸参集役当番者及びその他の官邸参集要員に情報を提供する。特に、規制庁長官及び政策統括官（又は官邸参集役当番者）が事案発生当初から緊急参集チーム協議において必要な情報を共有できるよう、発生から30分以内を目途に、規制庁長官及び政策統括官（又は官邸参集役当番者）まで第一報を伝達するよう努める。

（2）事故警戒本部の立ち上げ

- ① 事故警戒本部において委員会の職員を指揮する本部長は委員長とし、内閣府（原子力防災）の職員を指揮する本部長は政策統括官とする。また、全体指揮当番者が、事故警戒本部の事務を統括する。
- ② 規制庁緊急事案対策室員は、委員参集場所にテレビ会議システム、電話、パソコン等を設置する。

（3）関係地方公共団体への要請文の発出

- ① 宿日直勤務員（参集している場合はERC住民安全担当）は、警戒事態（第1章1（2）①～⑤に定める事象）が発生した場合、まず、次の内容を含む要請文を事故警戒本部長名で発出する（参考1）。なお、この要請文を発出するとき、委員会の判断、委員長及び政策統括官の決裁はあらかじめ得られているものとして発出手続きを行うこととする。

・ 関係地方公共団体は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。

- ② ERC住民安全担当は、原子力施設の重大な故障等（第1章1（2）④に定める事象）の進展状況に応じて、オフサイト総括の確認後、委員会の判断を踏まえ、委員長及び政策統括官の決裁を得た上で、関係地方公共団体に対し、次の内容を含む要請文を事故警戒本部長名で発出する（参考2）。

a. PAZの施設敷地緊急事態要避難者の避難準備^{※29}を始めること。施設敷地緊急事態要避難者のうち、UPZ外の避難所等への避難の実施により健康リスクが高ま

^{※29}施設敷地緊急事態要避難者の避難準備とは、施設敷地緊急事態要避難者数・対象施設数の確認及び避難ルート・避難先、移動手段の確保等をいう。

ると判断される要配慮者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避の準備を始めること。

- b. P A Zの施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。
- c. 関係地方公共団体の道府県は、原子力規制委員会によるEMCの立ち上げの準備に協力するとともに緊急時モニタリングの準備を始めること。
- d. P A Z及びU P Zの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

ただし、①の要請文を発出する前に、原子力施設の重大な故障等の進展があった場合は、①における要請内容を含む要請文を発出する（参考3）。

- ③ ①の要請については原則として宿日直勤務員（参集している場合はERC住民安全担当）が、②の要請についてはERC住民安全担当が、オフサイトセンター、現地規制事務所及び関係地方公共団体に対して、原則としてF A X又はN I S S等の適切な手段により通知する。
- ④ ERC住民安全担当は、事態の進展により特に必要がある場合には、オフサイト総括の確認後、委員会の判断を踏まえ、委員長及び政策統括官の決裁を得た上で、②の要請に加え、U P Z外の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れ準備（避難先、移動手段の確保等）への協力をP A Z内の地方公共団体を通じて要請（防護措置や協力等が必要と判断された場合に限る。）する（要請文発出手続は③に準じて対応）。
- ⑤ 内閣府（原子力防災）は、平素から、関係地方公共団体への要請文例を整備し、宿日直勤務員及びERC住民安全担当が使用可能な状態にする。

（4）被災情報の収集等

- ① ERCに到着した参集者は、ERCオフサイト側の統合原子力防災システムの一斉起動ボタンを押下するとともに、テレビ会議システム及びERS S等を立ち上げる等の開設作業を行う。
- ② オンサイト総括当番者は、次の情報を速やかに収集（必要に応じて分析）するよう、ERCプラント担当（不在の場合は、宿日直勤務員）に指示する。
 - ・プラントの運転状況、地震の揺れの程度
 - ・モニタリングポスト及び主排気筒モニタの指示値の動向
 - ・顕在化している被害や異常
 - ・施設等の安全点検の状況

なお、地震の場合には揺れの大きい原子力施設に係る情報収集を優先的に行う。オンサイト総括当番者は得られた情報を速やかに全体指揮に報告する。また、ERCプラント担当（不在の場合、宿日直勤務員）は、得られた情報を速やかにERC及び官邸・内閣府本府庁舎の参集者に共有する。

- ③ E R Cプラント担当（不在の場合、宿日直勤務員）は、オンサイト総括当番者の指示に基づき、事業者等に連絡し、事実関係の確認を行う。
- ④ E R Cプラント担当は、指示に基づき、得られた情報から、事態の進展予測等の分析を行う。
- ⑤ E R C住民安全担当は、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備状況の確認等を実施する。また、災害等による避難経路等への影響がある場合は、関係地方公共団体等を通じて被災状況を入手し、E R C及び官邸・内閣府本府庁舎の参集者に共有する。
- ⑥ 副所長等は、オフサイトセンターの被災状況及び資機材等の異常の有無について確認し、E R C運営支援担当及びE R C放射線担当にF A X又はN I S S等の適切な手段により報告する。また、E R C運営支援担当及びE R C放射線担当は、オフサイトセンターの被災状況及び資機材等の異常の有無を把握する。

(5) 緊急時モニタリング体制の準備

- ① E R C放射線担当は、モニタリング情報に関するウェブサイトを通じて、警戒事態が発生した原子力事業所及びその周辺のモニタリングポストの監視を強化する。
- ② E R C放射線担当は、関係省庁及び関係指定公共機関に対し緊急時モニタリングの実施の準備を要請する。

(6) 事故警戒本部報の作成及び情報提供

I. 発生から30分以内目途

- ① 宿日直勤務員及び参集したE R Cプラント担当は、オンサイト総括の指揮の下、警戒事態の発生から30分以内を目途に^{※30}、その時点までに到達した事業者からのF A XやE R S S情報等に基づき、地震の場合には揺れの大きい原子力施設の情報を優先して、秘書官（総理、官房長官、官房副長官、官房副長官補、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府大臣政務官（原子力防災担当）、環境副大臣及び環境大臣政務官）、委員会委員、規制庁及び内閣府（原子力防災）職員等に対し故障天災メールを配信するとともに、その内容を記載したF A X用資料を速やかに準備する。また、宿日直勤務員及び参集したE R C広報担当はオンサイト総括当番者に確認を得た上で、一般国民及び報道関係者向けの緊急情報メールを配信する。これらのフォーマットは、基本的に同一のものを使用することとする。

なお、配信システムや配信文面は規制庁総務課広報室及び同庁総務課事故対処室があらかじめ整備することとする。

- ② 宿日直勤務員及び参集したE R C広報担当は、報道関係者からの問合せ対応を行う。
- ③ 宿日直勤務員及び参集したE R C総括担当は、規制庁長官及び政策統括官（又は官邸参集役当番者）が緊急参集チーム協議等において情報を提供できるように故障天災

^{※30} 原子力施設の重要な故障等の場合であって、現場の混乱等により早期の情報収集が困難となるときには、やむを得ず情報提供が30分経過後になる可能性もあるが、その際にも、できる限り迅速にメールを配信するよう努めるものとする。

メールの内容について、官邸リエゾン役当番者等を通じてFAX等を活用して連絡するとともに、官邸危機管理センター、関係省庁等、オフサイトセンター、現地原子力規制事務所及び関係指定公共機関に対して、①のFAX用資料を送付する。

- ④ 宿日直勤務員は、ERCのプラント担当、広報担当、総括担当、運営支援担当及び放射線担当に業務を引き継ぐまでその業務を実施する。また、引き継いだ後、参集要員に指定されている場合は、各担当配置に就くものとする。

II. 緊急情報メール第1報配信以降

- ① ERC広報担当は、緊急情報メールの情報に関する問合せへの対応を行う。
- ② ERC総括担当は、事業者からの情報、故障天災メール等の情報を集約の上、発生から1時間以内に事故警戒本部報第1報（案）を作成する。
- ③ ERC総括担当は全体指揮に事故警戒本部報第1報（案）の内容について確認を得た上で、決定する。

なお、完成した資料は、ERC内の参集者に速やかに共有する。

- ④ 事故警戒本部報第1報の内容について、以下のとおり、情報提供する。
- a. ERC総括担当は、総理秘書官、官房長官秘書官、内閣府特命担当大臣（原子力防災）秘書官、内閣府副大臣（原子力防災担当）秘書官及び内閣府大臣政務官（原子力防災担当）秘書官、環境副大臣秘書官及び環境大臣政務官秘書官に対して、FAX、防災携帯等の適切な手段により、それぞれに資料を送付する。併せて、追加の情報がある場合は、電話により連絡する。
- b. ERC総括担当は、官邸共用会議室、官邸危機管理センター、内閣府本府庁舎、関係省庁等、オフサイトセンター、現地原子力規制事務所及び関係指定公共機関にFAX、N I S S等の適切な手段により資料を送付する。
- c. ERC広報担当は、緊急情報メールを配信する。
- d. ERC広報担当は、適宜、委員会のホームページへの掲載等必要な措置を行う。
- ⑤ ERCの広報官及び広報担当は、必要に応じて、報道対応に当たる。その場で不明な内容については、あいまいな回答はせず、追って事実関係を調査の上で回答する旨の回答を行う。
- ⑥ ERC広報担当は、問合せ内容及び応答ぶりについて、ERC内の参集者に対して共有する。また、ERC広報担当は、必要に応じて、官邸危機管理センター及び官邸・内閣府本府庁舎の参集者にも情報共有を行う。
- ⑦ ERC広報担当は、報道対応の内容について、事実誤認が判明した場合には、速やかに訂正の連絡を報道各社等に対して行う。
- ⑧ ERC広報担当は、記者会見等の広報活動を官邸で行うことに備えた準備（レク資料の作成、貼り出しについての報道各社等への連絡等）を行う。

III. 事故警戒本部報第1報以降

- ① オンサイト総括当番者は、大きな変化があった段階で、ERCプラント担当に指示

し、故障天災メール第1報以降も、得られた事業者からの情報を集約し、故障天災メールを発出する。ERCプラント担当は、故障天災メールの内容について、官邸共用会議室、官邸危機管理センター、内閣府本府庁舎、オフサイトセンター、現地原子力規制事務所及び関係指定公共機関に対して、また、ERC総括担当は、関係省庁等に対して、それぞれFAX、NISS等の適切な手段により連絡する。

- ② ERC広報担当は、広報官の指揮の下、故障天災メールの情報及びその他の情報において、一般国民に対して広報すべき事案が発生した場合は、速やかに一般国民及び報道関係者向けの緊急情報メールの配信を行う。ERC総括担当は、緊急情報メールの内容について、官邸共用会議室、官邸危機管理センター、内閣府本府庁舎、関係省庁等、オフサイトセンター、現地原子力規制事務所及び関係指定公共機関に対して、それぞれFAX、NISS等の適切な手段により連絡する。
- ③ ERC総括担当は、第2報以降も、事業者からの情報、故障天災メールの情報等を集約の上、事故警戒本部報を作成する。(状況が安定するまでは原則として30分間隔の作成を目標とする。)
- ④ 事故警戒本部取りまとめ報について、以下の手続により、情報提供する。
 - a. ERC総括担当は、総理秘書官、官房長官秘書官、内閣府特命担当大臣(原子力防災)秘書官、内閣府副大臣(原子力防災担当)秘書官、内閣府大臣政務官(原子力防災担当)秘書官、環境副大臣秘書官及び環境大臣政務官秘書官に対して、FAX、防災携帯等の適切な手段により、それぞれに資料を送付する。併せて、追加の情報がある場合には、電話により連絡する。
 - b. ERC総括担当は、官邸共用会議室、官邸危機管理センター、内閣府本府庁舎、関係省庁等、オフサイトセンター、現地原子力規制事務所及び関係指定公共機関に対して、FAX、NISS等の適切な手段により連絡する。
 - c. ERC広報担当は、緊急情報メールの配信を行う。
 - d. ERC広報担当は、適宜、委員会のホームページへの掲載等必要な措置を行う。
- ⑤ ERCの広報官及び広報担当は、必要に応じて、報道対応に当たる。その場で不明な内容については、あいまいな回答はせず、追って事実関係を調査の上で回答する旨の回答を行う。
- ⑥ ERC広報担当は、問合せ内容及び応答ぶりについて、ERC内の参集者に対して共有する。また、ERC広報担当は、必要に応じて、官邸危機管理センター及び官邸・内閣府本府庁舎の参集者にも情報共有を行う。
- ⑦ ERC広報担当は、報道対応の内容について、事実誤認が判明した場合には、速やかに訂正の連絡を報道各社等に対して行う。
- ⑧ ERC広報担当は、記者会見等の広報活動を官邸で行うことに備えた準備(レク資料の作成、貼り出しについての報道各社等への連絡等)を行う。

(7) 緊急時モニタリング資機材・通信機器の搬送準備

- ① 緊急時モニタリング資機材の搬送準備

現地原子力規制事務所の近隣の原子力規制事務所は、必要に応じて、各オフサイトセンター等に保管されているモニタリング資機材を、指定された場所へ搬送することができるよう準備する。

② 通信機器の搬送準備

ERC運営支援担当は、必要に応じて、倉庫に保管している代替オフサイトセンター用通信機器を、指定された場所へ搬送することができるよう準備する。また、現地原子力規制事務所の近隣の原子力規制事務所は、更に状況によっては各オフサイトセンター等に保管されている可搬型衛星携帯通信機器を、指定された場所へ搬送することができるよう準備する。

5. 問合せ等への対応

- ① ERCプラント担当は、FAX等の受信状況を定期的に（少なくとも10分に1回程度）確認する。
- ② ERC広報担当は、報道機関や一般からの問合せ対応を一括して行う。
- ③ ERC総括担当は、政府部内からの現場情報に関する問合せ対応を行う。
- ④ ERC総括担当は、委員長室、規制庁長官・次長室等の電話対応（要人からの問合せ・連絡の取り次ぎ）をするために、適切な者を指名する。

6. 海外広報

ERC国際担当は、被害状況に応じ、国外への情報発信を行うことに備え、ERC広報担当及び外務省と連携し、英語資料の作成、公表及び情報発信ルートの整備（在京外交団等への連絡ルートの確認等）を行う。

なお、内閣広報室と連携（英語資料の共有等）する場合は、ERC広報担当を通じて行う。

7. 緊急参集の縮小・解除

- ① 全体指揮は、緊急参集チーム協議の状況及び事故警戒本部設置後に得られた情報をもとに、必要に応じて警戒事態の解消、事故警戒本部の廃止及び緊急参集体制の縮小・解除について判断し、本部長に報告する。

なお、警戒事態の解消に係る判断の目安及び手続きを参考4に示す。

- ② ERC総括担当は、警戒事態の解消及び事故警戒本部の廃止並びに緊急参集体制の縮小・解除について、緊急参集要員に一斉メールで連絡を行う。

また、ERC総括担当は、官邸共用会議室、官邸危機管理センター、内閣府本府庁舎、関係省庁等、オフサイトセンター、現地原子力規制事務所及び関係指定公共機関にFAX又はN I S S等の適切な手段によりそれぞれ連絡する。

- ③ 事故現地警戒本部長は、事故警戒本部から警戒事態の解消、事故警戒本部の廃止の連絡を受けた場合は、事故現地警戒本部を廃止し、その旨を関係地方公共団体及び原子力事業者に対し、原則としてFAX（状況によりN I S Sを併用）により連絡する。

④ E R Cプラント担当は、該当の事業者に、警戒事態を解消した旨を、原則として電話により連絡する。

⑤ 本部長が、状況が安定したと判断した場合には、E R C広報担当は、その旨を最終報として、緊急情報メール等の配信を停止するとともに、公表資料の更新を終了する。

8. 施設敷地緊急事態への進展が見込まれる場合の対応

① オンサイト総括当番者は、施設敷地緊急事態への進展が見込まれる場合、全体指揮及び本部長に報告し、全体指揮は、施設敷地緊急事態に進展した際に参集対象となる緊急参集要員に対して所定の場所に参集する旨を通知するようE R C総括担当に指示する。

② E R C総括担当は、上記①の参集指示を、一斉メールにより通知する。

③ E R C総括担当は、E R C運営支援担当及びE R C実動対処担当（E R C実動対処担当は緊急輸送関係省庁に輸送の支援を要請する場合に限る。）に対し、現地派遣の出発の見込み時間、人数規模等の情報を共有する。E R C運営支援担当及びE R C実動対処担当は、必要に応じて輸送機関に出発の見込み時間、人数規模等の情報を連絡する。

④ E R C総括担当は、現地派遣要員リストを事故現地警戒本部に送付する。

9. 施設敷地緊急事態の通報があった場合の対応

事態が進展して、事業者から施設敷地緊急事態の通報があった場合においては、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を設置する。

なお、同本部における組織及び業務は、原子力災害対策マニュアルによるものとする。

第5章 平常時からの準備

平常時から準備すべき事項は、以下のとおり。

- ① 緊急事態対応に万全を期するためには、必要な場合に速やかに緊急事態の態勢を確立できるよう、緊急参集要員の派出部署は、常に緊急参集要員の所在の明確化に努めなければならない。
- ② 情報収集事態又は警戒事態発生時において、全体指揮、オンサイト総括、要路連絡役、官邸参集役、官邸参集役代理及び官邸リエゾン役は、参集の連絡を受けてから30分以内を目安にあらかじめ定められた場所に参集できるよう、防災担当職員用宿舎又は同様の条件を有する場所に居住しなければならない。
- ③ 緊急参集要員は、平常時から緊急時体制について十分心がけることとし、定期的な緊急参集訓練に参加するとともに、あらかじめ自宅からの徒歩での参集ルートを確認しておくものとする。また、出張、事故、疾病等の理由で参集等が困難となった場合には、派出部署において代行関係を考慮し、業務を代行できる者をあらかじめ指名するなどの対応をとらなければならない。
- ④ 規制庁及び内閣府（原子力防災）は、土曜、日曜、祝日及び平日の夜間（18：15～翌日9：30）も含めて、緊急参集を要する事象等が発生した場合、初動対応に必要とする当番者を確実に確保し、当該当番者が速やかに緊急参集できるようにあらかじめ体制を組み、規制庁緊急事案対策室長及び内閣府（原子力防災）参事官（総括担当）は当番表を策定して関係者に示すものとする。
- ⑤ 大規模自然災害発生時において、緊急事態の体制が機能するためには、日頃から防災訓練等を実施するとともに、その結果を評価し、必要に応じ、防災対策の見直しを行う。
- ⑥ 内閣府（原子力防災）は、関係地方公共団体及び関係省庁の連絡先リストの更新等を、並びに、規制庁総務課事故対処室は事業者の連絡先リストの更新等を定期的に行うものとする。
- ⑦ 実際の大規模自然災害発生時においては、発生業務と対応可能な要員の状況に応じた臨機応変な対応が必要となる。そのため、規制庁人事課長及び内閣府（原子力防災）参事官（総括担当）は一部の対応要員が業務過多に陥っている場合には、業務再配分を行えるような体制を構築する。

(参考1) 関係地方公共団体への要請文(例)

要 請

〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時 〇〇分

(PAZ及びUPZ内の道府県・市町村の長あて)

_____殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に発生した〇〇〇(例:××を震源とする地震)は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことから、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。

(参考2) 関係地方公共団体への要請文(例)

※ 参考1の要請文を発出した後に、原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合

要 請

〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時 〇〇分

(PAZ及びUPZ内の道府県・市町村の長あて)

_____殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機において、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・ 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者(注)は、避難準備を始めること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避の準備を始めること。
- ・ 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。
- ・ 〇〇道府県及び◇◇道府県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を始めること。
- ・ 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。)(ロ又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(参考3) 関係地方公共団体への要請文(例)

※ 参考1の要請文を发出する前に、原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合

要 請

〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時 〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)

_____殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機において、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z 及びU P Z に該当する〇道府県、◇◇道府県、××市町村及び△△市町村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。
- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z の施設敷地緊急事態要避難者(注)は、避難準備を始めること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避の準備を始めること。
- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z の施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。
- ・〇〇道府県及び◇◇道府県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を始めること。
- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。)(ロ又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(参考4) 警戒事態の解消に係る判断の目安及び手続き

○警戒事態の解消に係る判断の目安

(判断の目安)

施設・設備に異常が生じた場合、必要な対策が講じられ、異常が生じた機能の復旧又はその機能を必要としない状態となり、その状態を維持できること。

(目安の具体例)

原子力災害の発生を未然に防止するために必要な対策として、①運転の停止、②異常が生じた施設・設備の機能復旧、又は、③代替設備による異常が生じた施設・設備の機能復旧が完了し、その結果、施設は安定した状態（原子炉が停止した状態や核燃料物質の閉じ込め機能が維持された状態など原子力災害に至るおそれがない状態）を維持することができること。

○警戒事態の解消に係る判断の手続き

- ① 原子力事業者から、解消の判断の目安を満足していることの説明を受ける。
- ② 原子力検査官が、必要に応じて現場確認を行い、解消の判断の目安を満足していることを確認する。
- ③ 原子力事業者と事故警戒本部の双方が認識を共有した後、警戒事態の解消を判断する。また、関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者等に対する情報提供並びに一般への公表を行う。